

桓武天皇の後宮

岩 下 紀 之

1

桓武天皇は歴代のうちでも顕著な業績を挙げた天皇である。『日本後紀』（以後『後紀』）は大同年元月四月庚子条にその治世を振り返って、

自登宸極、勵心政治、内事興作、外攘夷狄、雖当年費、後世頼焉。

というが、内における興作は平安京造営であり、攘夷は東北地方の経略であるから、日本国家千年の礎はこの帝によって築かれたことになる。また即位式にあたって読み上げられた宣命は、明治天皇即位まで使用され続けたのであり、ここにも千年にわたる影響を見ることができるといえる。

桓武という諡号は『詩 周頌 桓』に

とあるのに基くであろうから、平安初期の貴族は天皇と周の武王を重ね合わせて見ていたのであろう。

2

この偉大な天皇の後宮を瞥見して、治世の一面を窺ってみたい。

天皇の治世は『統日本紀』（以後『統紀』）『後紀』に明らかであるが、両者は男性中心の、五位以上の貴族の動静を記している。皇妃の類はあまり明確でなく、特に『後紀』はかなりの部分を失っている。『一代要記』（以後『要記』）と『本朝皇胤紹運録』（以後『紹運録』）はそれぞれの立場で桓武の妻たち、親王たちを記している。成立時は中世に下るにしても、近代歴史学の産物たる『皇族考證』『天皇皇族実録』（以後『実録』）は両書を存分に活用している。この件につき佐藤虎雄氏は「桓武朝の皇親をめぐりて」（『桓武朝の諸問題』所収。昭和三十七年）に詳細な究明をされたが、史料としては以上の他はなかなか求めえない。何分千年以前のこととて、やむを得ない。『要記』は各天皇の条に後宮と明記し、必要に応じて注記をほどこす。ここに桓武の後宮の部分を引用してみよう。

後宮

皇夫人正一位高野朝臣新笠

皇后藤乙牟漏

妃三品酒人内親王 夫人正三位藤曹司

夫人従三位藤吉子

夫人従三位藤旅子

夫人従三位多治比真人真宗 夫人藤朝臣小屎

女御従三位橘御井子 女御正四位下藤仲子

女御従四位下紀朝臣乙魚 女御従四位下百済王教法

女御橘田村子 尚侍従三位百能

尚侍従三位阿倍朝臣古美奈 尚侍従三位兼尚膳百済王明信

以上十五名のうち、高野新笠は桓武の生母であり、藤原曹司は『尊卑分脈』に「光仁納之」とあり、この二人は光仁天皇崩御後も後宮にとどまったのであろう。

藤原曹司は左大臣永手女で、『統紀』には以下のように記述がある。

宝亀三年正月庚寅

授无位藤原朝臣曹子正四位上

宝亀八年正月癸亥

正四位上藤原朝臣曹子従三位

宝亀八年八月己丑

従三位藤原朝臣曹司為夫人

延暦二年二月壬子

従三位藤原朝臣曹子。无位藤原朝臣乙牟漏並正三位

このように無位からの叙位は、後宮に宮人として仕え、年功によってのものではなく、寵幸された結果としての位である。『要記』の注記によれば延暦十二年に三十六歳で薨じているので、宝龜三年は十五歳となるのである。この曹子は所生の親王がないので、『紹運録』には名が見えない。

桓武の皇妃について検討してみると、皇后乙牟漏、夫人吉子、旅子の叙位は次のように記されている。いずれも『統紀』による。

延暦二年二月壬子

従三位藤原朝臣曹子。无位藤原朝臣乙牟漏並正三位。无位藤原朝臣吉子従三位

同月甲寅

正三位藤原朝臣乙牟漏。従三位藤原朝臣吉子並為夫人

同年四月甲子

詔。立正三位藤原夫人為皇后

延暦四年十一月丙辰

授无位藤原朝臣旅子従三位

同五年正月戊申

以従三位藤原朝臣旅子為夫人

このほか、多治比真宗について『要記』は

延暦十六年任従三位為夫人

とするが、『後紀』の欠落部分にあたっている。弘仁十四年の薨去に際しては正二位が贈られ、天皇からの宣命に「夫人多治比真人」とあるが、これも『後紀』は欠落部分で、『日本紀略』（以後『紀略』）によっている。藤原小屎については夫人の称号も叙位も一切記録はない。萬多親王の母と伝えられるのみである。

3

女御なる称は『後紀』弘仁六年十月壬戌条に初めてあらわれるが、

親王内親王女御及三位已上嫡妻子。並聴著蘇芳色象牙刀子

と見え、特定の人物の称号としては、『続日本後紀』（以後『続後紀』）紀乙魚に附されたのが最初である。『後宮職員令』は妃・夫人・嬪を定め、それぞれに定員がある。またそれぞれに任ずるには所定の手続きがあったと思われるが、これを省略して寵幸する婦人を宮中においたのであろう。桓武が行なったことは既成事実となり、それらが公認されやがて女御は公称とされたのであろう。ここでも桓武の前例は平安時代踏襲されて行くことになる。

『要記』に女御とされた五名のうち、紀乙魚と百濟王教法についてはそれぞれ『続後紀』に記録されている。

承和三年八月丁巳

正五位上紀朝臣乙魚授從四位下。柏原天皇之女御也。

承和七年十一月辛丑

從四位下百濟王教法卒。桓武天皇之女御也。

他の三名については女御と称された記事を見出さない。

橘御井子所生の親王・内親王については『紹運録』に賀樂・菅原・池上と三名の内親王の母と見える。『三代実録』は池上内親王の母を橘田村子とするので、御井子と田村子は異名同人かと『実録』は疑いを示している。藤原仲子、紀乙魚、百濟王教法には、所生の子は伝えられておらず、親王・内親王の系譜を記すことを本分とする『紹運録』にはこの三名の名は現われない。『要記』と『紹運録』は意図を異にするのである。

次に、この五人の叙位につき記しておく、『後紀』延暦廿三年七月己卯条が注目される。

授无位明□女王從五位上。從五位上紀朝臣内子。川上朝臣真奴。百濟王惠信。藤原朝臣川子。紀朝臣殿子正五位上。

无位藤原朝臣上子。橘朝臣御井子。紀朝臣乙魚。坂上大宿禰春子從五位上。

このように十人に対する叙位が行なわれ、橘御井子と紀乙魚がその中に含まれている。桓武の寵幸を受けていることがうかがわれるものは何もない。ところで、当日叙位されたもののうち、川上真奴は坂本親王の母、藤原川子は仲野親王の母、藤原上子は滋野内親王の母、坂上春子は葛井親王の母と、『紹運録』に見える。とすれば、十人のうち六人が桓武の寵幸を受けていたことになるのであって、他の四人も同じような立場にあったと想像することができよう。無位からただちに從

五位上に叙せられるという形は、延暦十五年十一月丁酉条にも見られる。

無位嶋野女王。百済王孝法。百済王恵心。和気朝臣広子。橘朝臣常子。紀朝臣内子。紀朝臣殿子。藤原朝臣川子。錦部連真奴等授従五位上。

錦部真奴は川上真奴に改名したと見られるのである。またほかにここにあげられている紀内子、百済王恵心、藤原川子、紀殿子の計五名は、延暦廿三年共に正五位上を授けられている。同じような叙位の記録のある人々が同じような立場を桓武後宮に占めていた可能性は高いと思われる。またここに見える百済王孝法なる人と、女御百済王教法とは同一人物の可能性があるだろう。

尚侍の地位にあった三名の『統紀』に初めて見える記述は次の通りである。

天平勝宝元年四月甲午

无位：藤原朝臣百能：並従五位下

宝龜六年八月丙子

授正五位上安倍朝臣子美奈従四位下

宝龜元年十月癸丑

従五位下：百済王明信並正五位下

藤原百能は無位からの叙位であるが、他の二人は最初に『統紀』に見える時、既に位を授けられていた。

以上から言えるのはこのような事であろう。桓武の寵幸を受けた者たちは無位の状態からただちに叙位されている。夫の称号を持つことになる者は三位、その他は従五位上であった。しかし、無位からただちに叙位された者すべてが寵幸を受けていたとは証明できない。一方後に女御と称された人々と同様に位を授けられている者たちは、桓武の寵幸を受けていた可能性がある。

4

『紹運録』の桓武の条は三十五人の親王・内親王を記載し、その母二十一人の名を伝えている。寵幸を受けた者が妊娠するとは限らず、さらに出産し、新生児が無事に育つとは限らない。『紹運録』に記入されなかった者たちも多かったであろうし、子供はなくとも後に女御と呼称された者もあったのだ。

『実録』は桓武の皇妃たちにつき史料を整理して示しているで、それを参考にし、時間的な順序だてをしてみよう。古人は名前の用字にこだわらず、異同が多いが、ここでは『紹運録』に従っておく。まず即位以前、桓武が納れたのは次の四名と思われる。名を挙げ、根拠を記しておく。

皇后藤原乙牟漏

宝亀五年平城天皇を生む。

妃酒人内親王

宝亀十年、朝原内親王を生む。

『紀略』に弘仁八年朝原内親王薨、とあり年卅九とあるところから逆算。

坂上又子

『統紀』延暦九年七月乙酉条

天皇之在儲宮也。以選入。生高津内親王

多治比豊繼

『紹運録』長岡岡成条

天皇春宮時誕生。…母女孺多治比豊繼

この時期、四人の妻、四人の子があるのみである。ここからは藤原式家の強い圧力が見てとれよう。良継女の乙牟漏所生の安殿親王の皇位継承権を絶対に譲らない意志を貫徹し、他の女子を後宮に近づけなかつたのであろう。ただ光仁・桓武の聖武の血筋と結びつきを求める願望はさすがに拒否できず、酒人内親王の事は黙認したと思われる。坂上又子、多治比豊繼は式家との力の差はあまりに大きく、仮に男子の誕生を見ても皇位継承権を持ちえないので許容したのであろう。豊繼の子は皇族とならず、長岡朝臣の姓を受けている。

この時期の情況は文武天皇と宮子、聖武天皇と光明子というように、藤原氏の皇妃による後宮支配の貫徹している前代に類似している。皇位継承者が一人しかないという点、安殿はその先蹤と同じ立場におかれている。天応元年の即位の時、桓武はすでに四十五歳で、当時としては老境に入っている。文武は二十五歳で崩じ、聖武は五十六歳で崩ずるが、四十代中頃に皇子をもうける体力があつたようには見えない。このような先例から見て、以後の男児誕生は不確実で桓武の

皇統は安泰とは言いがたかったものと思われる。

宝亀五年、乙牟漏が安殿を生んだ後、武家の要人が次々に世を去る。宝亀八年良繼が、宝亀十年百川が、延暦二年に田麻呂が薨去して、延暦四年には次の世代の種繼も暗殺されてしまう。乙牟漏が次の出産を見ないうちに、延暦二年二月壬子、乙牟漏に正三位、南家藤原是公女吉子に従三位が授けられ、同月甲寅、両者は共に夫人とされる。位において乙牟漏と吉子には差がつけられており、さらには皇后と夫人のままという明確な序列があるが、現任の右大臣の女という立場から、両者は対等に近い位置付けとなろう。さらに百川女旅子は、延暦七年五月辛亥の薨伝によれば、

延暦初納於後宮

とあり、同じころに入内している。即位とともに、乙牟漏と競い得る有力な二人が、後宮にあらわれたのであった。これは聖武後宮の二人の夫人を前例と見ることができよう。すなわち天平二十年六月壬寅に薨じた武智麻呂女、天平宝字四年四月辛卯に薨じた房前女がある。光明子に男子がなく、皇位継承の可能性のある皇子誕生を期待しての入内であったろうが、二人とも出産をとげることができなかった。しかし桓武朝では、旅子からは大伴、吉子からは伊予と、二人の有力な親王が生れる。大伴は淳和天皇となり、伊予は有力なるがゆえに母子ともに命を失うこととなる。いずれにせよ、桓武はこの二人により新たに有力な皇位継承候補者を得て、自らの皇統を確立し、現代にまで続く皇室の祖となった。

しかし、これ以後、親王は続々誕生する。『紹運録』は全部で三十五人の親王・内親王、その他姓を賜わった者を記す。即位前に誕生したのは安殿他三名の計四名であり、延暦以後に三十一人生れたことになる。その生母も二十一人が記されるが、即位前には四名が知られるのみであったので、延暦以後十七名が後宮に加わったことになるのである。四十五歳という当時においては老人と言つてよい人が、それ以後このような精力を發揮しているのはまことに驚くべきことと言わな

ければならない。最後の駿河内親王は延暦二十年の生れであるが、この時桓武は六十五歳である。

5

この異様なまでの豊饒さは、桓武その人の好色に起因するのはもとよりであるが、はたしてそれだけの原因としてよいだろうか。そこで、この生母たちの出身を調べてみると、藤原氏八人、百済王氏、多治比氏と橘氏がそれぞれ二名、紀、川上、中臣、百済氏、皇族がそれぞれ一名となる。藤原氏以外の母から生れた親王は皇位継承の可能性は薄いであろう。皇后、夫人がそろっている上に藤原氏が圧倒的に多いのはやはり目をひかれる。藤原氏出身の妃たちをさらに子細に眺めて見ると次のようになる。

式家出身

乙牟漏 贈太政大臣良継女

旅子 贈太政大臣百川女

東子 中納言種継女

南家出身

吉子 右大臣是公女

南子 中納言乙叡女、右大臣繼繩孫

北家出身

小尿 鶯取女、左大臣魚名孫

上子 大納言小黒麻呂女

京家出身

河子 大継女、参議浜成孫

このほかに『要記』は女御として藤原仲子をあげるが、「参議家依女」とするので、左大臣永手の孫にあたる。北家の有力な一系の生れである。

以上を通覧すると、藤原四家の有力な高官たちの娘が網羅されているのに驚くのである。式家の乙牟漏、旅子に対し、南家からは右大臣是公の娘、右大臣継繩の孫、北家からは左大臣魚名の孫、左大臣永手の孫、京家からは参議浜成の孫という具合である。

延暦五年に神野、大伴、葛原の三名が生れ、それ以前に安殿、伊予の二名が生れている。乙牟漏、旅子、吉子の他の藤原氏出身の女たちは、それ以後の入内と考えられるわけであるが、皇位継承者はすでに生れており、入内することによる利益はあまり期待できないであろう。とすると桓武側からの要請による入内と考えられるが、皇位にあるものからの要求は拒否できなかったのであろう。結果として多数の親王たちの誕生を見ることになったのであるが、即位前と即位後では後宮の景色が一変していることに気付くのである。太子に定められた安殿がただ一人の親王であった時、母乙牟漏と外戚としての式家は絶大の力を持つことになろう。宮子、光明子を唯一の妃として他氏の夫人たちを排除した不比等、並びに後継者としての藤氏一門の地位を、式家の良継と遺された一門は再現していたのである。

即位後、良継に対抗し得る地位を占める、是公、百川らの女から親王の誕生を見ると、外戚の権力は減殺され、さらに多数の藤氏の妃たちが親王を出産すると、藤原氏各家はそれぞれある程度の皇位継承の可能性を得たのであって、彼らの政治力は分散し、糾合するのは困難になったであろう。桓武のねらいは、まさしくそこにあったので、そのために体力のかぎりつとめたのであろう。

また小尿の祖父魚名は、左大臣在任中の天応二年失脚し、翌延暦二年薨去している。河子の祖父浜成は、これも天応元年参議であつたのが失脚し、延暦九年薨去している。小尿は延暦七年萬多親王を生み、河子は延暦十一年仲野親王を生んでいるが、それぞれ祖父の名譽回復のような影響をもたらしたのであろう。

次に、女孀百済永継は藤原内麻呂の妻として真夏、冬嗣を生んでいたが、桓武の寵を受け、良峯安世を生んでいる。百済王明信は藤原繼繩の妻として乙叡を生んでいる。乙叡は『公卿補任』延暦十三年の条に三十四歳とあるから、天平宝字五年生れということになる。桓武が明信を寵幸したことは『後紀』大同三年六月甲寅の乙叡薨伝に明記されている。

母尚侍百済王明信被帝寵渥

それが乙叡誕生以前か、繼繩薨去の延暦十五年以後のことか、それとも繼繩存命のことかはつきとめようがない。しかし、内麻呂、繼繩ともに右大臣を勤め、こうした関係は不思議なことではあるが君臣の和合に役立つようである。明信について言えば、乙叡女の南子が伊豆内親王を生んでいるので、桓武は祖母と孫娘とともに寵愛したことになる。

6

桓武の後宮をあらあら通覧したので、そこから読みとれることを考えてみたい。

その驚くべき精力によつて、三十五名の子女を得たこと、皇妃の数が『紹運録』に見える二十一人以上であること、おそらく出産に漕ぎ着けられなかった多くの女たちがいたであろうことが確認されたと思うのである。ところで『紹運録』によると平城天皇が第一子として宝亀五年に誕生したことになっているのであって、それ以前、桓武には妻子のいた形跡

がない。『統紀』によれば山部王は天平宝字八年十月、從五位下を授けられ、天平神護二年十一月、從五位上を授けられている。年齢は二十八歳から三十歳である。宝龜四年立太子の時点で三十七歳である。六十歳を過ぎてなお子供を儲ける体力を維持している人物は、二十代、三十代においてもっと旺盛な生殖能力を有し發揮していたのではないだろうか。貴族としての位階を持ち、位祿を給せられる立場を確保しながら妻子の影もないというのは極めて不自然である。

この点に触れる史料は一切存在しないので想像をめぐらすしかないのであるが、諸王の立場での貴族から皇位継承者への飛躍がその原因ではないのか。すなわち、山部皇子の立太子には光仁の即位、他戸王の廃立という二件が前提としてあり、事変を主導したのが式家藤原氏であった。山部皇子を立てる取り引き条件として、乙牟漏の入内と所生の皇子への皇位継承の保証は絶対に譲れないことであつたらう。そこで、それ以前に出生していた諸子は系図から完全に抹殺されたのであろう。そのため、桓武は三十八歳にして初めて父となったことにされた。

以上は想像にすぎないのであるが、立太子から即位までの期間、式家出身の乙牟漏の他、酒人内親王、坂上又子、多治比豊継の四人のみが後宮にあり、酒人が朝原内親王を生み、他の二名は所生の皇子があつたとしても皇位継承の可能性がないのはまぎれもない事実である。式家の圧力によって、乙牟漏に対抗しうる女たちの入内は阻止されていたのであろう。このような経緯から桓武の心中には式家に対し、一つは皇位継承の際の恩義への感謝、もう一つは外戚としての権力構築への執念に対する反撥、この二つが生じたのではないか。即位の時、安殿親王一人が後継者であり、自身は当時としては老齢と言つてよい四十五歳であつた。文武・聖武と似た境遇におかれていたのである。

即位後、南家から吉子、式家から旅子を納れ、男子にもめぐまれ、後継の心配がなくなつたのであるが、これによって、乙牟漏の実家による強力な外戚の出現を防ぐことができた。父の良継は薨去していたが、乙牟漏の兄弟が外戚として勢力を伸ばす可能性があつたのである。後世の撰閲家で言えば、忠平、頼通が、自分の娘が国母でなくとも実権を掌握していた例がある。

式家の恩義に酬いるために、良継、百川の兄弟が死亡した後、さらに弟の田麻呂を立て、またその死後種継を立て、種継暗殺後はしばらく人を得なかつたが、やがて百川息、緒嗣を引き立てた。しかし強力な外戚となることは決して容認せず、式家からは良継女乙牟漏、百川女旅子、種継女東子の三人を納れてそれぞれに親王の誕生を見ている。こうすれば、式家も一つの外戚としてまとまることはできないであろう。

のみならず、皇室内部の婚姻によつて後継者を得ようと考えたふしがある。すなわち、自身は異母妹酒人内親王を納れたが男子誕生を見なかつた。もし男子の誕生があつたとして、そのたどる運命は他戸王のような人生であつたのか、欽明天皇のような人生であつたのか、想像しても詮なきことである。しかし、平城天皇に朝原内親王、大宅内親王（『要記』による）を、嵯峨天皇に高津内親王を、淳和天皇に高志内親王を配しているのは、それぞれの日時は明瞭でないが、桓武の意志が働いていると思われる。古く継体・安閑朝が仁賢・顕宗系の皇女を求め、欽明以後皇室内部の婚姻が盛んに行なわれたのが連想される。しかし、平城・嵯峨・淳和三帝はいずれも勅撰詩集の作者であり、中華文明を愛好する帝たちは異母妹を娶ることに違和感をもつたのか、いずれも子女の誕生はなかつたようである。

桓武と安殿の不和については、藤原薬子とその娘を寵愛したことをとがめたのが原因とされることがあるようだが、桓武自身百済王明信と孫の南子を寵幸しているのであつて、疑問である。むしろ、式家出身の母子を偏愛することが、強力な外戚を出現させる原因となるのを恐れたのではないか。嵯峨・淳和の二代が藤氏出身の皇后を立てなかつたところに、桓武の遺志の実現を見たい。

7

天武系の文武・聖武は、いずれも旺盛な精力を発揮することがなく、光仁は老人であつた。桓武は初老の年齢で即位し

たが、多数の子女に恵まれた。彼が日常の生活をどの殿舎でどのように営んだかは全く不明である。しかしながら、天皇の一日は衆人環視の中に過ぎていったであろうことは疑いない。後の時代、村上天皇と藤原登子とのことが『栄花物語』「月の宴」に、一条天皇と中宮定子のことが『枕草子』一〇四段にそれぞれ描写されている。桓武天皇の生活も、女官、廷臣の面前で展開されていたであろう。当然そのふるまいは貴族たちに知れ渡り、彼らに影響を及ぼしていったであろう。平安文学の基調をなす色好み尊重の風潮は、桓武その人に由来するように思われる。始発に位置する『伊勢物語』には、桓武の子女賀陽親王（四十三段） 淳和天皇（六十五段） 伊豆内親王（八十四段） が登場する。第一段に見える「いちはやきみやび」を『岩波古語辞典』のように「すばやい」ととるとすれば、『後宮職員令』に定める妃、夫人、嬪とは別に、多くの女たちを寵幸する行動はまさにそれであろう。令に定める諸手続を省略し、後に女御と称せられることになる地位を創始し、女儒と呼ばれる低い身分の者にも子女を生ませている。身近に仕える人々には単なる好色の老人に見えたかもしれないが、千年後の目からは、その行動に秘めた政治的意図も見えてくるように思われる。皇位継承の安定と、強力な外戚の発生に対する予防である。そのための多産であったが、『伊勢物語』では沢山の男女の出会いがあっても、結果として出産に至ることがない。さらに『源氏物語』にしても、主人公たち、源氏、薫、匂宮は多産の人ではないようである。桓武の後宮はみやびの場であるよりは、政治の場であったのであろう。

（文学部・文学研究科教授）